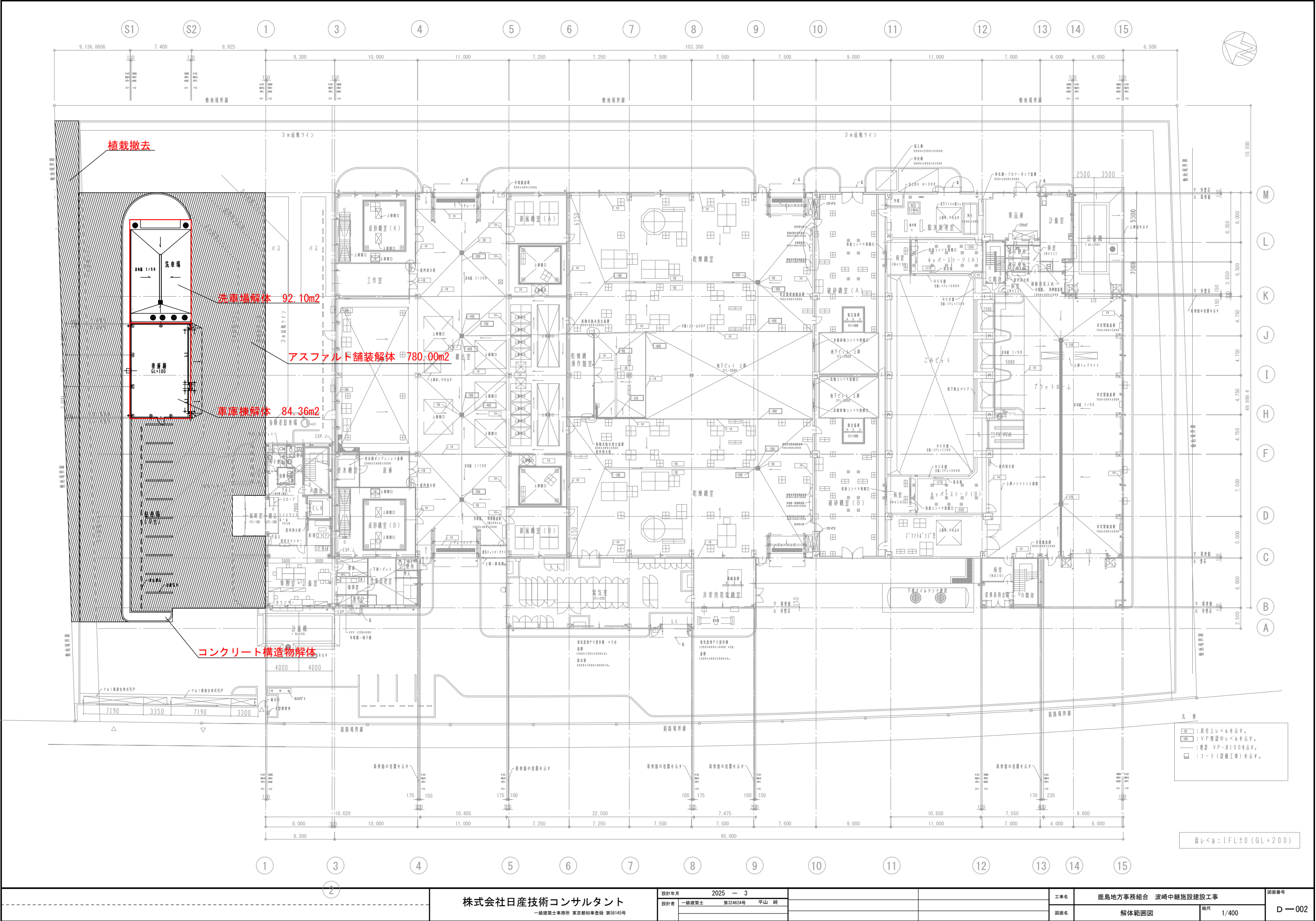
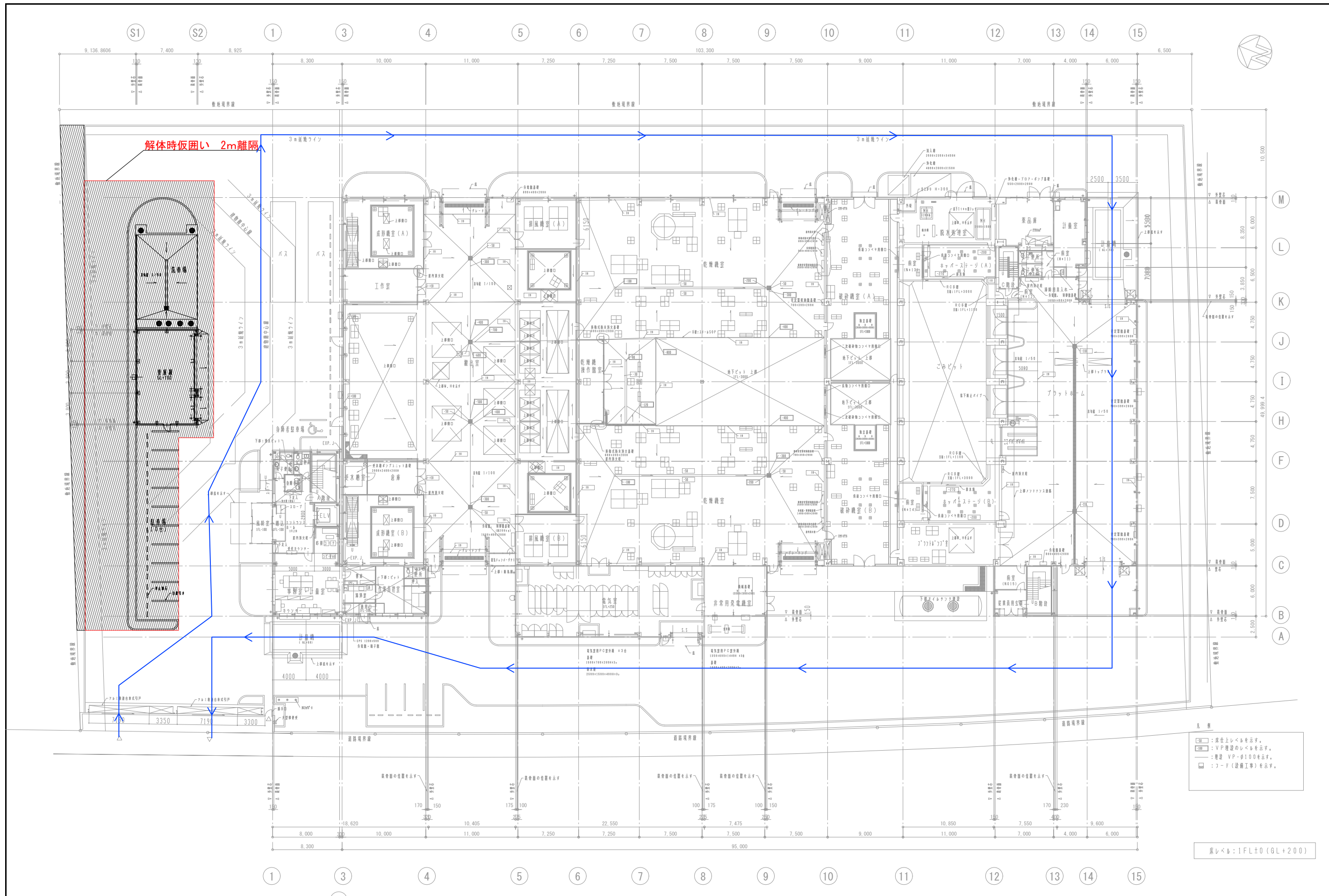
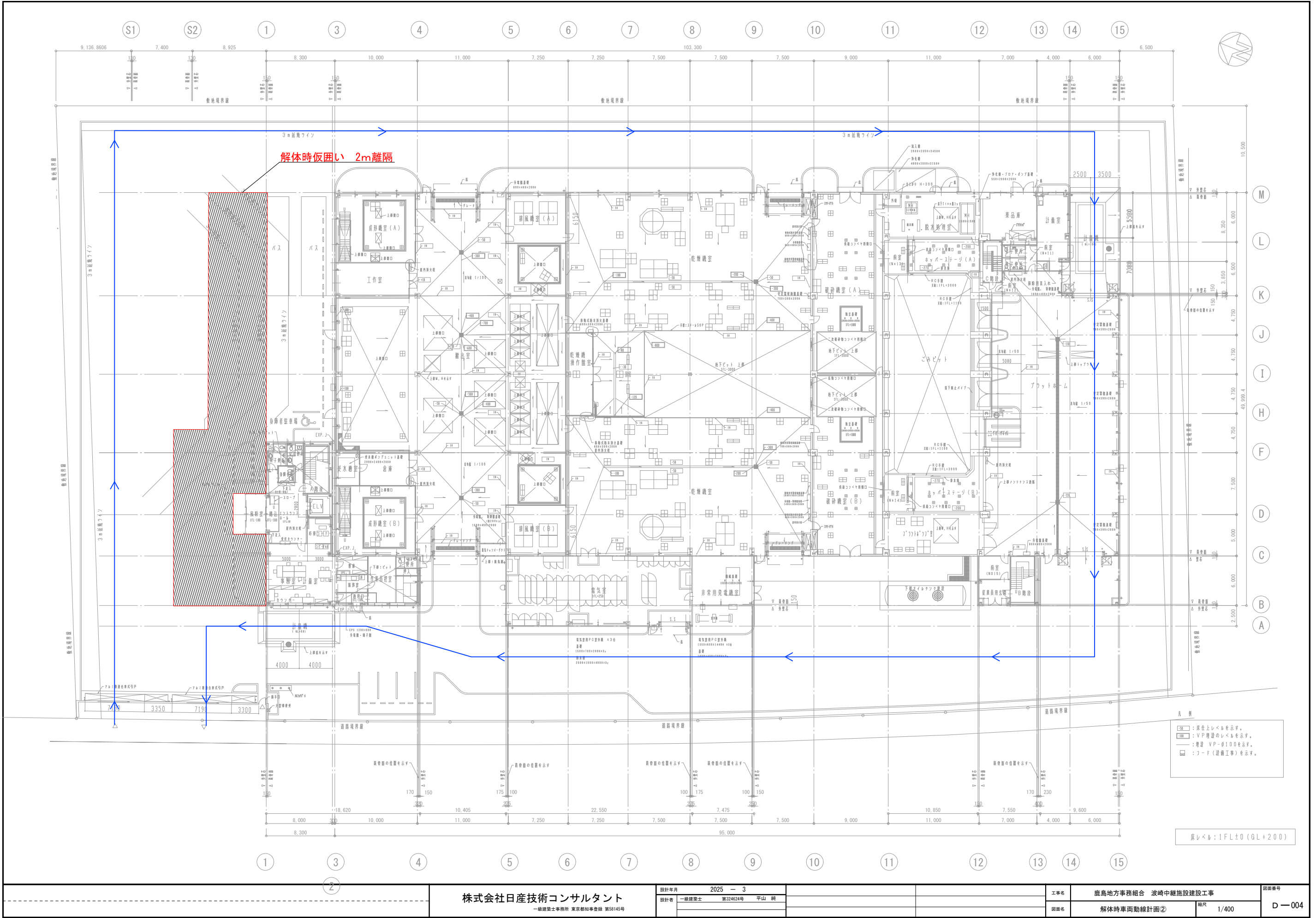


鹿島地方事務組合 波崎中継施設建設工事		令和 年 月			
特記仕様書					
Ⅰ 工事概要					
1. 工事場所		茨城県神栖市波崎9602			
2. 敷地面積		9,999.00m2			
3. 工事種目		車庫棟、洗車場、その他外構解体			
		解体範囲はD-002参照のこと			
Ⅱ 総則					
1 一般共通事項					
(1) 適用範囲					
解体工事は、請負契約書、本仕様書、関係法令等に基づき施工すること。本仕様書及び添付図面は、工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、解体工事の目的及び施工上当然必要なものについては、監督員の指示に従い、受注者の負担と責任において達成しなければならない。					
(2) 施工中の安全確保及び環境保全					
解体工事の施工にあたっては、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努め事故等が発生しないよう十分注意すること。また、作業者の健康、安全管理及び作業環境保全に努めること。					
(3) 公害防止対策					
ア 騒音・振動対策					
解体工事は関係法令に基づき、特定施設において発生する騒音・振動の規制基準を満たす対策を講ずるとともに工事に使用する建設機械は低騒音型機械を使用すること。					
イ 粉じん対策					
解体工事に伴い発生する粉じんを防止するため、作業場所を散水湿潤化すること。また、換気設備等により作業環境を保全すること。周辺対策として、外部をシートやパネル等により養生し、散水により粉じんの発生を抑制すること。					
(4) 災害防止					
ア 工事は、工事中の危険防止対策を十分に行之い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害のないように努めるとともに、関係者以外の立入りを禁止すること。					
イ 安全手すり、安全ネット、仮設照明、換気等危険防止設備を施し、災害の防止に努めること。					
ウ 大型機械およびダンプ等の建設関連車両の走行にあたっては、道路交通法を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置すること。また、敷地内から道路への退出の際、粉塵、泥、砂、汚水等を持ち出さないよう対策を行い、清掃を十分に行うこと。					
エ 工事中は、異常沈下、法面の滑动その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置を行うこと。					
オ 既存保持の設備、構造物等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は速やかに監督員に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧すること。					
(5) 安全衛生管理、教育					
作業員の健康管理については、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。					
(6) 瑕疵担保					
工事起因の地盤沈下、撤去未済物、汚染等により、不都合が生じた場合は、全て受注者の負担にて、これを改善しなければならない。					
(7) 秘密の保持					
受注者は、解体工事を行うことにより知り得た事項、情報を監督員の許可なしに他の調査等に使用又は公表してはならない。					
Ⅲ 工事概要					
1 解体・設計・建設に関する性能発注について					
仕様書に示す要求事項は、発注者が要求する機能、及び性能を規定するものである。よって、解体工事の具体的な工法、設計内容について、本仕様書に記載のない限り、受注者がその提案を行うものとする。					
2 工事内容					
1.車庫棟解体工事		1式			
2.外構解体工事		1式			
3.建築電気工事		1式			
4.建築管工事		1式			
5.発生材 処分		1式			
6.発生材 運搬		1式			
Ⅳ 提出図書・報告書概要					
1 提出図書					
(1) 実施設計図書					
ア 設計内訳書、数量計算書					
設計内訳書、数量計算書を作成すること。					
設計内訳書は公共建築工事積算基準により積算すること。					
イ 監督員が必要と認めるもの					
(2) 施工承諾図書 (工事前に承認を得るもの)					
ア 総合施工計画 (契約後3週間以内に提出のこと)					
イ 各工種の施工計画書					
ウ 解体工事の計画の届出 (所轄労働基準監督署への届出)					
エ 実施工程表					
オ 廃棄物処理・処分計画書					
カ 建設リサイクル法関連図書：分別解体等の計画等、廃棄物処理計画					
キ 下請承認願書					
ク 契約内訳書					
ケ 関係機関への施工計画・協議書					
コ その他監督員が必要と認めるもの					
(3) 各種報告書					
ア 工事報告書					
(工事進度、廃棄物搬出状況、工事状況写真、週間工程表 (前後1週間含む3週間分)、月間工程表 (前後1月間含む3月間分)、その他)					
イ 各工種の施工報告書					
ウ 工事日報、月報 (必要に応じて)					
エ 産業廃棄物処理委託契約書及びマニフェストの写し					
オ スクラップ等有価物処分報告書 (数量、金額が確認できる資料)					
カ 打合議事録・協議書					
キ 工事進捗状況書					
ク その他監督員が必要と認めるもの					
(4) 竣工図書					
ア 各種工事施工計画書 (変更届含む)					
イ 各種工事実施報告書 (解体、数量調査、発生材処理・処分等)					
ウ 工事写真 (着工前、工事中、完了後)					
エ 社内検査報告書					
オ 残置物記録書					
カ その他必要な図書					
2 申請図書、解体工事関係の申請、届出等					
ア 解体工事の計画の届出 (労働安全衛生法)					
イ 分別解体等の計画等 (建設リサイクル法)					
ウ 特定粉じん排出等作業実施届出書 (大気汚染防止法)					
エ 特定建設作業届 (騒音規制法・振動規制法)					
オ その他、工事に必要な申請、届出					
Ⅴ 関係法令等					
本工事の施工にあたっては、下記の関係法令等を遵守すること。					
(1)環境基本法					
(2)大気汚染防止法					
(3)悪臭防止法					
(4)騒音規制法					
(5)振動規制法					
(6)水質汚濁防止法					
(7)土壌汚染対策法					
(8)循環型社会形成推進基本法					
(9)廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
(10)資源の有効な利用の促進に関する法律					
(11)建設工事に係る資材の再資源化に関する法律					
(12)労働安全衛生法					
(13)建築基準法					
(14)消防法					
(15)建設業法					
(16)作業環境測定法					
(17)電気事業法					
(18)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置					
(19)地球温暖化対策の推進に関する法律					
(20)建設廃棄物処理ガイドライン					
(21)建設副産物適正処理推進要綱					
(22)事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン					
(23)廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル					
(24)建築物の解体又は改修工事における労働者への石綿粉じんばく露防止等について					
(25)建築物解体工事共通仕様書					
(26)公共建築工事標準仕様書					
(27)廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
(28)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令					
(29)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則					
(30)関係法令及びその他関係法規					
Ⅵ 解体工事					
本工事の施工にあたっては、解体における発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)により、適切に資源化を図るものとする。					
1 仮設工事					
(1) 工事に必要となる解体対象施設および現場周辺調査を行うこと。					
(2) 工事期間中、工事現場の周囲に仮囲いを設けること。					
(3) 騒音、振動の常時モニタリングを実施し、前面道路に表示すること。					
(4) 場内車両通行等に必要な箇所に数鉄板を設置すること。					
(5) 場外退出時、道路の汚染防止のため、タイヤ等洗浄を行う設備を備えること。					
(6) 排水放流先と協議を行い、必要な届出を行うこと。放流先の基準に応じた水質管理、濁水対策を行うとともに、必要な分析を行うこと。					
(7) 工事用ユーティリティ費用については、すべて受注者の負担とすること。					
(8) 工事車両の通門における安全管理のため、作業時間帯は交通誘導員を適宜配置すること。					
2 機械・電気計装設備解体工事					
(1) 工事範囲内にある全ての機械設備、電気計装設備、基礎、構築物を解体撤去すること。					
(2) 解体した金属類は、可能な限り有価物として処分すること。					
3 建築物・構築物解体工事					
(1) 工事範囲内の全ての建築物、構築物、地下構造物等を解体撤去すること。基礎下の捨てコンクリート等も本工事で解体撤去すること。					
(2) 解体廃棄物は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、及び資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づき分別すること。					
(3) 残置物は全て本工事で撤去、処分すること。					
4 外構等他付帯施設解体工事					
(1) 解体廃棄物は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、及び資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づき分別すること。					
(2) 樹木等は無理のない範囲での伐採とすること。					
5 発生材仮置場及び保管方法					
発生材は、廃棄物処理法等の規定に基づき、適正に保管すること。					
解体発生材は、種別ごとに仮置場を設置し、飛散等がないようにすること。					
6 発生材処分					
発生材の処分方法					
ア 解体工事により発生した鉄筋コンクリートは鉄筋とコンクリートに分別し、鉄筋は有価物として処分する。コンクリートは場外にて適正に処分すること。					
イ 解体に伴い発生した廃棄物は、種類に応じて分別し、建設リサイクル法及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」、その他関係法令に従い、可能な限り					



株式会社日産技術コンサルタント 一級建築士事務所 東京都知事登録 第58145号			設計年月 2025 ー 3	設計者 一級建築士 第324624号 平山 純	工事名 鹿島地方事務組合 波崎中継施設建設工事	図面番号 D-002
			図面名 解体範囲図	縮尺 1/400		





株式会社日産技術コンサルタント
一級建築士事務所 東京都知事登録 第58145号

設計年月 2025 ー 3
設計者 一級建築士 第324624号 平山 純

工事名 鹿島地方事務組合 波崎中継施設建設工事
図面名 解体時車両動線計画② 縮尺 1/400

図面番号 D-004